

富士市コミュニティ交通サポート制度について

富士市内におけるコミュニティ交通事業の安定的な運営のため、「富士市コミュニティ交通サポート制度」を導入しています。

■ 対象事業者等

富士市コミュニティ交通の運行路線、又は運行区域周辺で業を営む、医療施設、商業施設、金融機関、社寺等、市民の利便が図られると思われる、又は地域に貢献する目的で制度に参画する事業者及び一般企業等とし、規制業種又は事業者については、「富士市広告掲載に関する基準」に準じるものとします（社寺は除く）。

■ 支援の種類と金額（税抜き）

種 類	月 額	初期広告作製費
バス停（停車場）名称	5,000 円	40,000 円
車内音声案内	3,000 円	30,000 円
車内へのポスター掲示	3,000 円	—
運行チラシへの掲載	50,000 円/1,000 部	
地域貢献協力金	5,000 円/口～	
市ウェブサイトへの掲載(上記何れかに申込み)	—	

■ バス停（停車場）名称

- ・事業者等の名称をバス停（停車場）の名称とします

■ 車内音声案内

- ・事業者等の近隣バス停において、事業者の名称等を音声案内します（「次は〇〇〇（バス停名）です。□□□へお越しの方は、ここでお降りください。」など）

■ 車内へのポスター掲示

- ・車内に事業者等のポスター（広告など）を掲示します（大きさはA3まで）
- ・ポスターについては、原則加入事業者が作製したものとし、不適切な表記等が確認された場合は、双方協議のうえ修正・変更します

■ 運行チラシへの掲載

- ・希望する路線の運行チラシに事業者の名称等を掲載します（部数は1,000部）

■ 地域貢献協力金

- ・地元地域の活性化、地域貢献を目的とした協力金です（口数は問いません）

※上記、何れかにご協力いただいた事業者等の名称を、富士市ウェブサイトの公共交通関連ページに無料で掲載します（ご協力いただいた年度内に掲載）